

新たな組織体制における料金設定と事業費の公私負担について

◎ 趣 旨

子どもの家・留守家庭児童会（以下「子どもの家等」という。）の新たな組織体制へ移行後の適正な運営に要する事業費を踏まえ、料金設定の考え方と公私負担の考え方について意見を伺うもの

1 前回懇談会の概要

保護者負担金の設定に当たって、新たに増加する受益の相当額を市と利用者が適正に負担できる設定、利用時間帯や利用方法ごとの料金設定、子どもの家等ごとに行う行事やおやつに係る経費の徴収方法について意見を伺った。

【主な意見】

- ・ 保育園は7時30分から18時までが基本料金となっており、小1の壁を考慮し、同様の設定とするべきと考える。また、18時以降は延長の時間帯を利用する受益者から負担を求めるため別途料金とするべきと考える。
- ・ 土曜日などの利用者数が少ない開設日についても、同様に別途料金とするべきと考える。なお、その開設方法については、特定のクラブに集約して開設すれば、指導員の働きやすい環境へ配慮することができる。

2 意見を伺う項目

○ 意見交換の視点

前回懇談会における主な意見を踏まえ、事務局で再度整理した、料金設定の考え方、基本料金と延長料金等の公私負担の考え方について、意見を伺うもの

(1) 料金設定の考え方

利用者の利用区分とその料金区分については、保育園の区分と同様の扱いとし、おやつ代等の実費については別に徴収する。

➔ 別紙3「子どもの家等利用者の利用区分と負担者」参照

(2) 公私負担の考え方

ア 基本料金の負担

- ・ 基本開設時間の開設に要する費用のうち、直接保育に係る経費については、公私で分担することとし、その他の経費（消耗品費、備品購入費、通信運搬費等）については、利用者の過度な負担増とならないよう公的サービスとして適切な金額を公費で負担する。
- ・ なお、国庫補助の考え方においては、公私で分担する経費の負担割合は、1：1を基本とされている。

イ 延長時間や長期休業時のみ利用の負担

延長時間の利用に係る料金や長期休業時のみ利用に係る料金については、これらの利用者に負担を求めることで、適正な受益者負担となるよう設定する。